

(別添2)

不可抗力による損害の状況について

(概算発注者負担額を通知する場合に使用する)

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで
4. 請負代金額 ¥

平成 年 月 日付 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○ ○○
(以下「発注者」という。)と △△株式会社 代表取締役 △△ ー (以下「受注者」
という。)とが工事請負契約を締結し施工中の上記工事について、工事請負契約書第29条
に基づき、不可抗力による損害について調査確認をした結果、下記事項について合意した
ので、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

記

1. □□により生じた被害における工事請負契約書第29条の損害額について、その
金額は
¥ ーとする。
1. 損害額のうち受注者が負担する概算金額は¥ ーとし、
発注者が負担する概算金額は、¥ ーとする。
1. 発注者は、発注者負担額の確定額を受注者に通知後、発注者が負担する損害額及
びそれに相当する消費税を含めた金額について受注者より請求があったときは、
速やかに支払うものとする。

平成 年 月 日

発注者 支出負担行為担当官
 ○○地方整備局長 ○○ ○○ Ⓣ

受注者 △△株式会社
 代表取締役 △△ △△ Ⓣ

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁次長

運輸安全委員会事務局長

国土技術政策総合研究所副所長

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区気象台長

大阪管区気象台長

沖縄気象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

気象庁総務部長

海難審判所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局次長

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区気象台長

東京管区気象台長

福岡管区気象台長